

平成29年度第1回東北森林管理局林野公共事業事業評価技術検討会審議概要

1 開催日時 平成30年2月27日 13時15分～15時40分

2 開催場所 東北森林管理局2階大会議室

3 出席者

(1) 技術検討会

会 長 井良沢 道 也

委 員 佐々木 貴 信

委 員 菊 池 俊 一

委 員 梶 本 卓 也

(2) 当局出席者（検討委員会委員）

森林整備部長

計画保全部長

企画調整課長

計画課長

治山課長

森林整備課長

資源活用課長

企画調整課監査官（事務局）

森林整備課課長補佐（説明員）

4 議事概要

1. 完了後の評価

・ 森林環境保全整備事業：津軽森林計画区（津軽森林管理署）

” ” （津軽森林管理署金木支署）

久慈・閉伊川森林計画区（三陸北部森林管理署）

” ” （三陸北部森林管理署久慈支署）

2. 事前評価

・ 森林計画の概要

・ 森林環境保全整備事業：北上川中流森林計画区

米代川森林計画区

庄内森林計画区

【完了後の評価質疑】

委 員：評価結果（案）の効率性については、費用便益の分析結果（B/C）
が、全ての地区で4～5の数値であることからそれぞれ十分な

- 効率性が認められるとの記載となっているが、目安としてはどれくらいの数値であれば十分だと判断しているのか。
- 当 局：費用対効果分析結果が1.0以上であれば数値上問題ないとされている。
- 委 員：様々な便益の大きさを円グラフで示しているが、森林環境保全整備事業としてはどの便益を重要視しているのか。
- 当 局：便益についての円グラフは、様々な便益を金額で評価し、その割合をグラフにしたものとなっており、特定の便益を重視したりそれを目的として事業を行うといったものとはなっていない。
- 委 員：炭素固定便益とはどういったものか。
- 当 局：森林の適正な施業を実施することによって当該森林に蓄えられる炭素量を推計し、事業を実施した場合と実施しなかった場合の森林蓄積量及び森林土壌炭素量の事業効果を推計し評価している。
- 委 員：炭素固定便益は伐採後はどうになってしまうのか。枯死等であれば亡失になってしまうのか。そうであればむしろ吸収源としてカウントしたほうが良いのではと思う。
- 当 局：生長量と伐採量を元に、炭素固定量を推計し、炭素固定便益を数値化している。
- 委 員：B/Cを出して評価をするわけだが、5カ年行った事業によってそれぞれの便益のどれが上がったか、その費用はこれくらいかかっているという評価をすべきではないか。先ほどの質問でどの便益を重要視しているのかというように、それぞれの実施箇所においてどこに重きを置いて実施したが故にこの便益がこのくらい伸びたというのであれば非常に分かりやすいのではないか。
- 当 局：様々な便益について算出しているわけだが、事業を実施した場合と実施しなかった場合の差を計算して、便益として記載している。費用については、5年間に投じたもの、その後メンテナンス等としてかかったものについて算出し、そのトータルの費用を記載している。委員がおっしゃられたように5年間でどれだけの事業を行ってどれだけの便益が出たという数値である。
- 委 員：評価個表（案）の事業の概要・目的で、例えば津軽森林管理署では、優れた自然環境を有する地域が多いことや白神山地世界遺産地域等の指定地域についての記載等、その署の特徴を記載しているが、一方、評価結果等については木材の生産についての記述が多い。バックグラウンドとして白神山地等が控えており、その周辺で行った施業がそういった地域の保護に繋がっているといったアピールをもっとしていただきたい。
- 当 局：評価個表（案）の作成に当たり、保護地域の保全等に関するものと、造林や林道の作設等の施業にかかるものとは分けて考えている。保護地域の保全等に関しては、森林計画を作成する段

階で別の場にて説明を行っており、本評価は公共事業の実施結果の評価であることから、評価結果については木材の生産など事業に直接影響する内容が多くなっている。

- 委員：今後の課題として、事業の概要・目的で記載されているものを結果等にも工夫して記載するようお願いする。
- 当局：了解した。

【技術検討会の意見取りまとめ（完了後の評価）】

- 会長：津軽森林管理署については、本事業の実施により、水源涵養等の森林の持つ公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

今後も、現地の状況と事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業を通して地域に貢献していくことが望ましい。

- 各委員：了解。

- 会長：津軽森林管理署金木支署については、本事業の実施により、水源涵養等の森林の持つ公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

今後も、現地の状況と事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業を通して地域に貢献していくことが望ましい。

- 各委員：了解。

- 会長：三陸北部森林管理署については、本事業の実施により、水源涵養等の森林の持つ公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

今後も、現地の状況と事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業を通して地域に貢献していくことが望ましい。

- 各委員：了解。

- 会長：三陸北部森林管理署久慈支署については、本事業の実施により、水源涵養等の森林の持つ公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

今後も、現地の状況と事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業を通して地域に貢献していくことが望ましい。

- 各委員：了解。

【事前評価質疑】

- 委員：新規要望箇所チェックリストのⅡ優先配慮事項の3の(1)ではAを、(2)はBを3件とも付けている。それぞれどういった根拠となっているのか。

- 当 局：(1)については、森林計画を作る段階で住民懇談会等で意見を伺っていること、環境部門については環境省や関係する県・市町村とも調整等を行っていることからAに該当するとしている。
- (2)については、国有林としては発注段階で木材を利用するようにといった発注は行うが、地域材を利用して施工するといった、限定しての発注までは行っていない。完了後に結果的に利用されたとあればAとなるともあり得るが、事前評価時にはAとしにくいと思われる。
- 委 員：北上川中流森林計画区では、林道の開設が47kmとなっているが、施業の内容で主伐の割合が多いこと等が反映されているのか。
- 当 局：北上川中流森林計画区の主伐では、材積で現行計画比138%となっており、これは伐採箇所を指定して計上している。この箇所を伐採するために、林道がない箇所については開設しなければならないので、箇所付けした全ての伐採を行う場合には47km必要と計画しているものである。
- 委 員：マツ枯れの防除対策として、県では被害が出る前に伐採して出してしまうと進めているが、国有林でも森林整備として計画に盛り込んでいるものなのか。
- 当 局：例えば盛岡森林管理署では、岩手町と協定を結んで、樹種転換をやろうとしているものもあり、今回の計画に盛り込んでいる。そういった大規模なものでもなく、樹種転換を狙ってアカマツを伐採するといったことは各地で取り組み始めている。
- 委 員：森林計画の概要で、機能類型として5つのタイプが記載されているが、どのように区分したのか。タイプとして水源涵養タイプと山地災害防止タイプはかなり近いタイプであるように感じる。区分する際に、保安林の名称（水源涵養保安林や土砂流出防備保安林）で区分したのか。それとも新たな線引きをしてタイプ分けされたのか。
- 当 局：自然維持タイプは保護林等を、森林空間利用タイプはレクリエーションの森等、快適環境形成タイプはあまりイメージが湧かないと思うが、都市近郊林を想定しており、東北局管内での区分は設定されていない。水源涵養タイプと山地災害防止タイプについてはご質問の通り、土砂流出防備保安林は山地災害防止タイプに優先的に区分している。それ以外は水源涵養タイプとなっている。
- 委 員：保護樹帯（溪畔林）は森林施業の対象ではないのか。
- 当 局：保護状況の良い溪畔林については施業は行わない。人工林がある場合は、必要があれば間伐を実施して、天然生林になったらその後は保全等に努める。
- 委 員：庄内森林計画区だけ人工林の齢級構成がⅫ齢級となっているが、

この地域は天然林が多かったり、国立公園等の制限があるため
齢級が高くなっているのか。それとも単に伐採が進んでいなか
ただけなのか。

- 当 局：おそらく伐採が進んでいなかったことによるものと思われる。
委 員：国有林の場合、5年間の計画の中で計画途中の見直しをするの
か。それとも当初計画のまま遂行し、初年度に立てた計画に対
当 局：各計画区で伐採量及び更新量の追加等に伴う計画変更を行って
いる。また、林道事業では、予算との兼ね合いにより計画どお
り整備できない場合もあるが、増やす変更は随時行うが、計画
しているものを減らすような変更はしない。

【技術検討会の意見取りまとめ（事前評価）】

- 会 長：北上川中流森林計画区については、人工林の齢級構成がⅩ齢級
をピークとした一山型であり、Ⅹ齢級以上が約6割と主伐期に
達している林分が増加しており、森林整備を行うことで、公益
的機能の発揮と木材生産等を通じた地域振興への寄与が発揮さ
れていることから、事業の必要性が認められる。
- 各 委 員：了解。
会 長：米代川森林計画区については、人工林の齢級構成がⅩ齢級をピ
ークとした一山型であり、Ⅹ齢級以上が約7割と主伐期に達し
ている林分が増加しており、森林整備を行うことで、公益的機
能の発揮と木材生産等を通じた地域振興への寄与が発揮され
ることから、事業の必要性が認められる。
- 各 委 員：了解。
会 長：庄内森林計画区については、人工林の齢級構成がⅪ齢級をピー
クとした一山型であり、Ⅹ齢級以上が約7割と主伐期に達し
ている林分が増加しており、森林整備を行うことで、公益的機
能の発揮と木材生産等を通じた地域振興への寄与が発揮され
ることから、事業の必要性が認められる。
- 各 委 員：了解。